

一般事業主行動計画の策定について

1. 計画期間 平成30年6月30日～平成33年6月29日

2. 雇用環境の整備に関する事項

子供を育てる労働者が利用できる次のいずれかの1つ以上の措置の実施

(ア) 3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限

(イ) 3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

(ウ) フレックスタイム制度

(エ) 始業・就業時刻の繰り上げ又は繰下げの制度

働き方の見直しに資する多用な労働条件の整備

(ア) 所定外労働の削減のための措置の実施

(オ) 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

上記以外の次世代育成支援対策に関する事項

(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の実施